

金銭債権等と預金等との誤認防止について

ドイツ銀行東京支店

当支店で取り扱う金銭債権（注1）について、次の点にご留意頂きますようお願い致します。

- 預金等（注2）ではありません。
- 預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- 元本の返済が保証されていません。

（注1） 銀行法第10条第2項第5号に定める金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く）をいいます。

（注2） 銀行法第12条の2第1項に規定する預金等をいいます。

以上